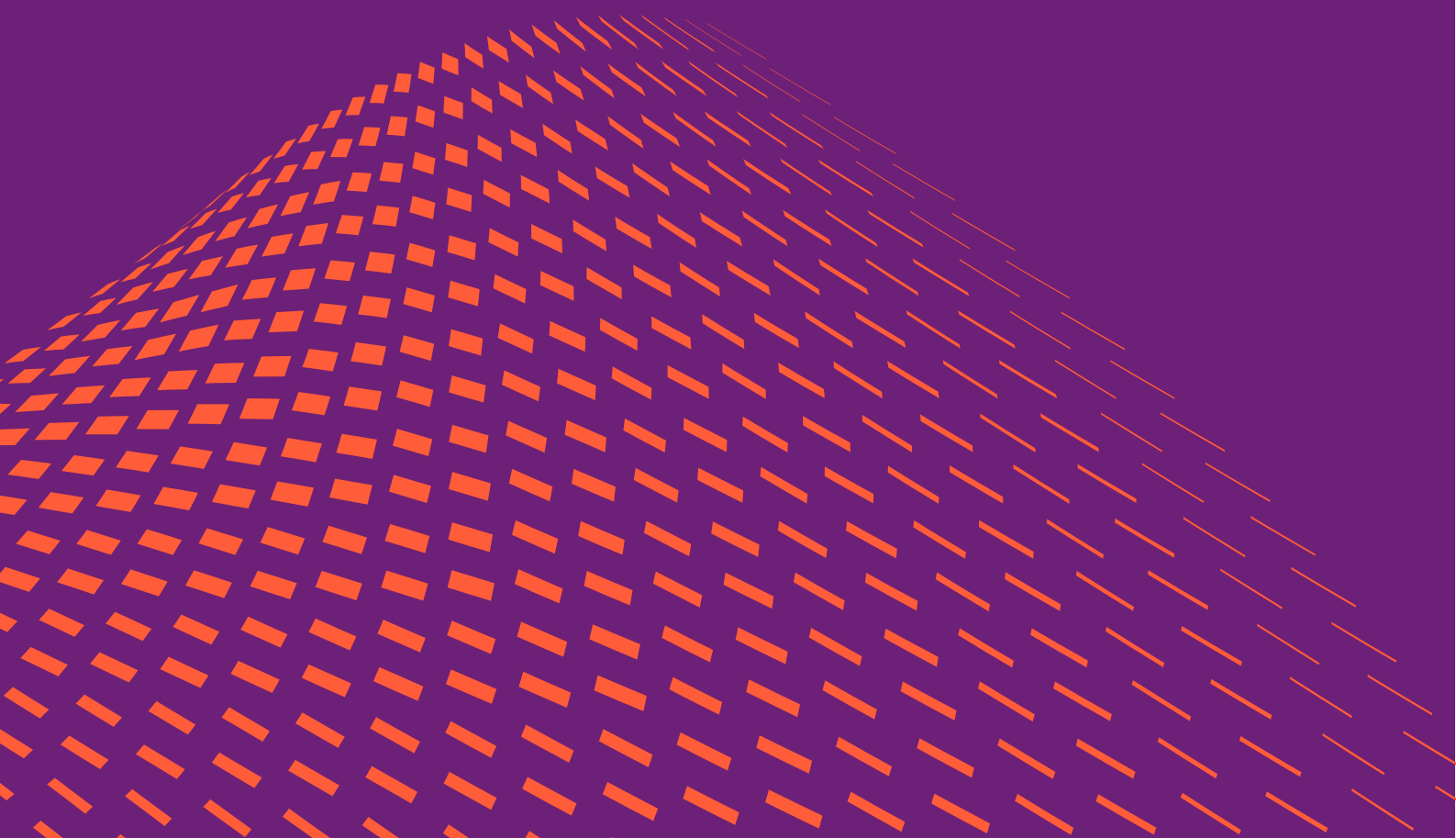


**LivaNova**

Health innovation that matters

## LivaNova の寄付および助成金の利用規約





Health innovation that matters

以下の利用規約は、LivaNova の地域の寄付および助成委員会によって承認されたすべての LivaNova の寄付および助成金に適用されます。

- 教育助成金(現金および物品)
- 研究助成金
- 慈善寄付
- 製品寄付

寄付または助成契約を締結することにより、LivaNova と受領者(総称して「当事者」とします)は、本利用規約を完全に遵守することに同意します。

以下の利用規約は、LivaNova Donations and Grants のウェブサイトに取り続き掲載され、要請に応じてコピーを入手することができます。

## 1. 目的および開示

1.1. 受領者は、寄付または助成金が LivaNova によって承認された教育、研究、または慈善活動(「合意された活動」)への資金調達に限定して使用されることを表明し保証するものとします。

1.2. 両当事者は、合意された活動のすべての要素が、(適切な慈善団体を通じて)貧困者のケアを支援するためにだけ使用されること、科学的小および/または教育の目的であり、LivaNova の製品またはサービスを直接的または間接的に宣伝する目的ではないことに合意するものとします。

1.3. 受領者は、寄付は以下の目的では使用されないことを表明し保証します。

- a) LivaNova の地域の寄付および助成委員会によって承認されたもの(例えば、レース用のバナー)以外での LivaNova の製品またはサービスの直接的または間接的な宣伝。
- b) すべての製品の適応外の使用のサポート。
- c) 受領者による製品の宣伝およびサービスのための展示またはディスプレイ料の支払い。
- d) (助成金の場合)慈善プログラムの支援。
- e) (助成金の場合)資本設備、ソフトウェアなどの費用や非医療スタッフ訓練の支払いなど、組織の間接費に対する支払い。

1.4. 受領者は、合意された活動に対してのみ寄付または助成金を使用することができます。寄付や助成金の意図された使用の変更は、書面によって LivaNova の事前の承認を入手する必要があります。

1.5. 合意された活動が実施されない場合、受領者は寄付または助成金を LivaNova に返却する必要があります。合意された活動は、寄付または助成金の入手から 1 年以内に開始する必要があります。合意された活動に関連する実際の費用やコストが寄付または助成金の額よりも少ない場合、受領者は、余剰資金を LivaNova に返却することを表明し、保証します。

1.6. 受領者は、該当する法律または規制を遵守するために必要な場合には、LivaNova が、この寄付または助成金の詳細と、受領者に行われた支払いを開示する可能性があることを認め、同意するものとします。それには、適用される透明性に関する法律および規則、LivaNova の方針が含まれますが、これには限定されません。

## 2. 倫理およびコンプライアンス

2.1. 当事者は、寄付金または助成金の資金および/または製品のすべての使用が、適用されるすべての産業規範 (MedTech Europe (欧州医療機器産業連合会) のビジネス倫理規範、AdvaMed (米国先進医療技術工業会) の医療従事者との接触に関する倫理規範 (各々米国および中国)、MECOMED ビジネス行動規範が含まれますがこれに限定されません) およびすべての関連する現地の法律および規制に準拠します。

2.2. 当事者は、すべての適用される開示要件 (MedTech Europe 透明性に関する報告規則、米国サンシャイン法の報告規則、フランスサンシャイン法の報告規則が含まれますがこれに限定されません)、およびそのような開示を要求する専門機関、機関、または政府機関への寄付金および助成金の受益者に関連するその他の義務を遵守するものとします。

2.3. 該当する場合、第三者が組織する教育イベントは、関連する会議システム ([EthicalMedTech Conference Vetting System](#) (会議審査システム) または [MECOMED Conference Vetting System](#) (会議審査システム) など) によって承認されなければなりません。必要に応じて、受領者は [EthicalMedTech Conference Vetting System](#) (会議審査システム) または [MECOMED Conference Vetting System](#) (会議審査システム) の下での評価のためにイベント情報を提出します。

2.4. 当事者は、寄付または助成金の提供が、受領者が LivaNova の製品またはサービスを購入、リース、推奨、処方、使用、供給、または調達するための契約、または過去の購入、使用、注文、推奨または紹介に暗示または明示的に関連していないことに特に合意するものとします。

2.5. コンプライアンス、腐敗防止、詐欺、虐待、関連する制裁措置。受領者は、本人または代理人、代表者、コンサルタント、または受領者が採用しているまたは支払いを行っている他の人物が、過去、現在、または将来、いかなる腐敗防止法違反にも関与していないことを表明し、保証するものとします。さらに (該当する場合)、受領者の役員および取締役は、(i) 社会保障法第 1128A 条またはその改定規則の範囲内で制裁を受けたことがないこと、(ii) 連邦スターク法、連邦虚偽請求取締法、連邦反キックバック法、米国における医療保険の相互運用性と説明責任に関する法令 (HIPAA) 条項、連邦民法罰則法、または同様の州法に違反したとして有罪判有罪判決を受けたことがないこと、(iii) 連邦または州の保健医療プログラムへの参加が、禁止、除外または中止されたことがないことを表明および保証するものとします。

受領者は、米国の海外腐敗行為防止法 (FCPA)、英国の贈収賄禁止法 (UKBA)、またはイタリアの立法令第 231/2001 号 (以下「腐敗防止法」と総称) を含み (これらに限定されない) 該当するすべての腐敗防止法を認識し、遵守することに合意するものとし、代理人、代表者、コンサルタント、または受領者が採用しているまたは支払いを行っている他の人物が、かかる腐敗防止法に確実に違反しないようすべての適切な措置を取るものとします。

2.6. 開示。受領者は、本利用規約の下に受領者が行った表明または保証が、もはや真実、正確、完全でなくなった場合、3 日以内に LivaNova に書面で通知するものとします。

2.7. 健康法の遵守。当事者は、本規約において支払われるいかなる金額も、直接的または間接的に関わらず、患者の紹介、商品の購入、リースまたは製品やサービスの注文を誘発またはサービスまたは製品やサービスの購入、リースまたは製品やサービスの注文の推奨または手配を推奨するための提供または支払いを意図するものではないことを認識するものとします。

当事者は、合意された活動の条件およびその遂行が、適宜改訂される腐敗防止法 (を含むがそれに限定されない)、適用される法律、規則および規定を遵守し、一貫していることを保証します。

2.8. 会社の方針と基準の準拠。受領者には、LivaNova のビジネス行動規範および倫理規範が提供されており、これは、<http://www.livanova.com/about-us/our-ethics/code-business-conduct-ethics>にて参照できます。受領者は、LivaNova の職員と協力して働く必要があります。上記にかかわらず、受領者は、LivaNova の製品と競合する製品を製造、市場に出すまたは販売する他の企業と自由に働くことが可能であり、いかなる場合でも、LivaNova の従業員または代理人に特に専ら適用されるビジネス行動規範および倫理規範は、受領者に適用されません。

2.9. 当事者は、受領者にここで提供される資金は、するものではないことにかなる形態においてもひいきの顧客として、または LivaNova の製品またはサービスの推奨、処方または購入を誘発するために直接的または間接的に値引きに合意する、受領者または個人を報酬するものではないことに、明示的に認識、了解し同意するものとします。ここに提供される寄付金または助成金は、LivaNova の製品またはサービスの過去、現在、または今後の使用に関連するものではありません。

## 3. 補助金: 独立した選択

3.1. LivaNova は、助成金の恩恵を受ける医療従事者の選定にかなる形でも関与しないものとします。例えば、第三者団体による教育行事への医療従事者の出席を支援する目的で助成金が提供される場合、受領者は、単独で参加者の選択に責任を負うものとします。

3.2. 受領者が第三者団体による教育行事の主催者である場合、受領者は、(i) プログラムの内容、(ii) 第三者団体による教育行事における講演者、司会者、および/または長(「講師陣」)の選定、(iii) 講師陣への報酬(もしあれば)の支払いにおいて、単独で責任を持つものとします。LivaNova は、教育プログラムの内容や講師陣の選定に関わる詳細な関与は行わないものとします。

## 4. レビューと照合の権利

4.1. LivaNova の要請に応じて、受領者は、本利用規約に従って寄付または助成金を使用したことを検証するフォローアップ報告や詳細な文書(予約書類の写し、元のチケットの写しなど)を LivaNova に提出するものとします。

4.2. 適用される法律および/または内部規制、税金または監査の義務の下で、受領者は、LivaNova 自身または独立第三者機関を通じて、寄付または助成金が本利用規約に従って使用されていることを検証する臨時的現場レビューを何時でも受けることに合意するものとします。受領者は、このレビューを行う LivaNova の代理人がこの目的のために LivaNova が要求するすべての情報、施設、従業員に対して、完全にアクセスできるようにしなければなりません。受領者は、LivaNova の合理的な要求、指示、および監視の要件をすべて遵守し、一般に LivaNova と協力してそのような見直しを支援するものとします。LivaNova は、受領者に対して、実施する予定のレビューを少なくとも 14 暦日前に通知するものとします。

## 5. 期間および終了

5.1. 本規約は、受領者が寄付または助成申請書を提出した日に有効となり、次のいずれかの条件が最初に起こった日に終了となります。(1) 合意された活動の完了、(2) 合意された活動が開始されなかった場合、寄付または助成金の受領から 3 年後、(3) 適用法(義援金または助成金を発行する LivaNova 法人によって定義された適用法)によって定義された理由による、または(4) 寄付または助成申請の辞退・却下。

5.2. LivaNova は、以下の場合にはいつでも、書面により直ちに寄付または助成金を拒否または撤回する権利を有します。

- a) 受領者による重大な違反があり、LivaNova からの書面による通知の受領後 30 日以内に受領者が是正しなかった場合。その場合、受領者は、終了の施行日に寄付または助成金の残金を返却し、既に使用した資金の明細を提出しなければなりません。
- b) (該当する場合)かかるイベントが、EthicalMedTech Conference Vetting System や MECOMED Conference Vetting System など該当する会議審査システムによって承認されない場合。この場合、未払いの資金は無効となり、受領者は LivaNova によって既に支払われた金額を返却するものとします。
- c) かかるイベントがキャンセルされた場合。この場合には、未払いの資金は無効となります。LivaNova が既に資金の一部または全額を払った場合、受領者は金額を払い戻すものとします。
- d) 利害の衝突の十分な証拠が存在する場合。
- e) 受領者が、LivaNova によって要求された裏付けまたはフォローアップ文書を提供しなかった場合。

## 6. 免責および超過額

6.1. 免責。受領者は、(i) 行動または不作為、(ii) 受領者の誤ったまたは真実ではない情報提供、(iii) 受領者および第三者が原因となり生じた請求、訴訟を含むあらゆる本規約違反、(iv) 本規約の履行、(v) 受領者の表明、保証および特約の違反から生じるあらゆる賠償責任、義務、請求、損失および費用 (合理的な弁護士費用およびその他の経費を含む) から、LivaNova の役員、取締役、従業員および代理人を補償しかつ無害に保ちます。

6.2. 過剰額。受領者が何時でも本利用規約に基づく金額を受領した時に、適用法、規則または方針に違反または違反となる場合、適用される法律、規則、またはポリシーの下で許可されている場合でも、LivaNova はその金額を超える金額を提供する義務を負いません。該当する法律、規則または方針に違反する場合や、本契約に基づいて LivaNova の審査の結果合理的に思われ、どのような額でも提供された場合、当該法律、規則、および方針によって許可される金額を上回って受領者が受領し、当該法律、規則、および方針に相反する場合には、受領者はその額を、通知を受け取ってから 30 日以内に LivaNova に償還するものとします。

## 7. 一般規定

7.1. 権利放棄。当該権利放棄が書面でなされ、権利放棄の執行の相手方が署名しない限り、上記の規約が放棄されることはありません。いずれかの当事者による本規約の下の権利の強制的不履行または遅延は、かかる権利を放棄するものとはみなされません。

7.2. 改正。この利用規約は、受領者と LivaNova の正式代表者が署名した書面による文書以外の方法で、放棄、撤回、修正、または変更されることはありません。

7.3. 譲渡。受領者は、LivaNova の書面による事前の同意なしに、本利用規約に基づく権利、債務、義務のいずれも譲渡、移転または処分できません。

7.4. 可分性。本規約のいずれかの条項が無効、違法、または法的強制力を持たないと判断された場合、その条項が適用法の下で有効かつ執行可能であるように改正するものとします。本契約条件のいずれかの規定について当事者の意思を大きく変えることなく、改訂が不可能である判断したときは、その規定は削除し、本規約のその他の部分については、効力を維持します。

7.5. 見出し。本利用規約に記載されている条項および項の見出しは、便宜のためにのみ記載されており、利用規約の解釈には使用されません。



Health innovation that matters

7.6. 通知。通知は書面で行い、ファクシミリまたは書留郵便で送付され、領収書は所定の住所宛に返送するものとします。

7.7. 公式発表。受領者は、LivaNova の事前の書面による同意なしで、LivaNova またはその従業員の名前を記載した宣伝、販促用資料、またはその他の方法を含むプレスリリース、声明または公表を行うことはできません。

7.8. 誹謗禁止。受領者は、いかなる理由、またはいかなる状況においても、決して LivaNova を誹謗しないことを約束し誓言します。受領者はまた、LivaNova、その子会社、またはその製品またはサービスの事業評判を直接的または間接的に毀損する、害するまたは危険にさらす可能性のある行動やイニシアチブを行わないことを約束し誓言するものとします。

# LivaNova

Health innovation that matters

